

特定相談支援事業 指導調書

計画相談支援

事業所名

運営指導日

令和 年 月 日

宮崎市指導監査課

調書中の留意事項

○ 調書中の略表記については、以下のとおり。

法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
平 24 厚令 28	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
平 18 厚告 539	こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価
平 24 厚告 125	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
平 24 厚告 227	指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの
平 27 厚告 180	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

○ グレーで行全体を着色している項目は、令和2年7月17日付け厚生労働省通知により「特段の事情がない限り確認を行わないものとする」と、取扱いが変更されたため、基本的に運営指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄の記入は行ってください。（なお、確認しないこととした項目や文書であっても、法令等の遵守は事業者等の責務であり、確実に遵守すべきものです。仮に運営指導において指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には、事実関係を的確に把握するため、標準確認項目及び標準確認文書以外のものについても調査する場合があります）

○ 事業所チェック欄（適・否・非該当）の該当部分に○を記入してください。

○ 連絡事項等がある場合は、備考欄に記入してください。

○ 指導調書は2部作成の上、1部は事業所控えとして保管し、1部は運営指導実施日の10日間前までに、指導監査課へ提出してください。

○ 印刷の際は、A4で両面印刷を行った上、資料の上部をホッチキス止め（2か所止め）してください。

作成日 令和6年7月5日

第1 基本方針（法第51条の24）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 基本方針	（１）指定計画相談支援の事業は、利用者又は障がい児の保護者（利用者等）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われているか。	平24厚令28第2条第1項	運営規程 サービス等利用計画 ケース記録	適・否・非該当	
	（２）指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。	平24厚令28第2条第2項	運営規程 サービス等利用計画 ケース記録	適・否・非該当	
	（３）指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（福祉サービス等）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。	平24厚令28第2条第3項	運営規程 サービス等利用計画 ケース記録	適・否・非該当	
	（４）指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。	平24厚令28第2条第4項	運営規程 サービス等利用計画 ケース記録	適・否・非該当	
	（５）指定特定相談支援事業者は、市町村、障がい福祉サービス事業を行う者、介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。	平24厚令28第2条第5項	関係者と連携を図って必要な社会資源を活用して支援していることが分かる書類（ケース記録等）	適・否・非該当	
	（６）指定特定相談支援事業者は、利用者が指定計画相談支援を利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障がい者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めているか。	平24厚令28第2条第6項	自己評価資料 自己評価結果を改善に繋げていることが分かる記録	適・否・非該当	
	（７）指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平24厚令28第2条第 6 7項	運営規程 研修計画、研修実施記録	適・否・非該当	
	（８）指定特定相談支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	平24厚令28第2条第 7 8項	虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類	適・否・非該当	
	（９）指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めているか。	平24厚令28第2条第 8 9項	適正な援助をしたことが分かる書類、福祉サービス等の提供者との連携したことが分かる書類	適・否・非該当	

第2 人員に関する基準（法第51条の24第1項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
------	-----	------	------	---------	-----

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 従業者	(1) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員(指定計画相談支援の提供に当たる者として平成24年厚告227に定める者をいう。)を置いているか。 (ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)	平24厚令28 第3条第1項 平24厚告227	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 研修修了書	適・否・非該当	
	(2) (1)に規定する相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障がい者等の数(当該指定特定相談支援事業者が、指定障がい児相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障がい児相談支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定計画相談支援の事業における計画相談支援対象障がい者等の数及び指定障がい児相談支援の事業における障がい児相談支援対象保護者の数の合計数)が35又はその端数を増すごとに1となっているか。	平24厚令28 第3条第2項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 計画相談支援対象障がい者等の数が分かる書類	適・否・非該当	
	(3) (2)に規定する計画相談支援対象障がい者等の数は、前6月の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数となっているか。	平24厚令28 第3条第3項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 計画相談支援対象障がい者等の数が分かる書類	適・否・非該当	
	(4) 指定特定相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、指定特定相談支援事業所に相談支援員(専ら当該指定特定相談支援事業所の職務に従事する者であって社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。以下同じ。)を置くことができる。この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、当該相談支援員を、指定障がい児相談支援若しくは指定地域相談支援の事業を行う事業所又は指定自立生活援助の事業を行う事業所の職務その他これに類する職務に従事させているか。	平24厚令28 第3条第4項	従業員の資格証 機能強化型の算定要件を満たすことが分かる書類 主任相談支援専門員により相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が分かる書類(相談支援員に対する主任相談支援専門員の同行による研修、援助技術の向上等を目的とした指導、助言)	適・否・非該当	
	① 指定特定相談支援事業者が障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平27厚告百八十)第一号イ(機能強化型サービス利用支援費Ⅰ・機能強化型継続サービス利用支援費Ⅰ)から二(機能強化型サービス利用支援費Ⅳ・機能強化型継続サービス利用支援費Ⅳ)までに掲げる基準のいずれかに適合しているか。	平24厚令28 第3条第4項第1号		適・否・非該当	
	② 平30厚省115号に該当する者(当該指定に係る障がい児相談支援事業所の相談支援専門員として職務に従事する者に限る。)により相談支援員に対	平24厚令28 第3条第4項第2		適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	して指導及び助言が行われる体制が確保されているか。	号			
2 管理者	指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、指定特定相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)	平 24 厚令 28 第 4 条	管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表	適・否・非該当	
3 従たる事業所を設置する場合における特例	(1) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ 1 人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員が配置されているか。	平 24 厚令 28 第 4 条の 2 第 1 項・第 2 項	事業所一覧 各事業所の従業者名簿、相談支援専門員であることが分かる書類	適・否・非該当	

第 3 運営に関する基準（法第 51 条の 24 第 2 項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定特定相談支援事業者は、計画相談支援対象障がい者等が指定計画相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った計画相談支援対象障がい者等（利用申込者）に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	平 24 厚令 28 第 5 条第 1 項	重要事項説明書 利用契約書	適・否・非該当	
	(2) 指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。	平 24 厚令 28 第 5 条第 2 項	重要事項説明書 利用契約書 その他利用者に交付した書面	適・否・非該当	
2 契約内容の報告等	(1) 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平 24 厚令 28 第 6 条第 1 項	契約内容報告書	適・否・非該当	
	(2) 指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しているか。	平 24 厚令 28 第 6 条第 2 項	市町村に提出したことが分かる書類（控え等）	適・否・非該当	
3 提供拒否の禁止	指定特定相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定計画相談支援の提供を拒んでいないか。	平 24 厚令 28 第 7 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
※グレーで着色した部分は、令和 2 年 7 月 17 日付け厚生労働省通知により「特段の事情がない限り確認を行わないものとする」と、取扱いが変更されたため、基本的に運営指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄（適・否・非該当）の記入は行ってください。（以下同様）					
4 サービス提供困難	指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供するこ	平 24 厚令 28 第 8 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
時の対応	とが困難であると認めた場合は、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。				
5 受給資格の確認	指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等を確認しているか。	平24厚令28第9条	受給者証の写し	適・否・非該当	
6 支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助	指定特定相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。	平24厚令28第10条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
7 身分を証する書類の携行	指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平24厚令28第11条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
8 計画相談支援給付費の額等の受領	(1) 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障がい者等から当該指定計画相談支援につき法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額）の支払を受けているか。	平24厚令28第12条第1項	請求書 領収書	適・否・非該当	
	(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障がい者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を計画相談支援対象障がい者等から受けることができるが、支払を受けているか。	平24厚令28第12条第2項	請求書 領収書	適・否・非該当	
	(3) 指定特定相談支援事業者は、(1)及び(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った計画相談支援対象障がい者等に対し交付しているか。	平24厚令28第12条第3項	領収書	適・否・非該当	
	(4) 指定特定相談支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、計画相談支援対象障がい者等に対し、その額について説明を行い、計画相談支援対象障がい者等の同意を得ているか。	平24厚令28第12条第4項	重要事項説明書	適・否・非該当	
9 利用者	指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を提供している計画相談支援	平24厚令28	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
負担額に係る管理	対象障がい者等が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障がい福祉サービス等につき法第29条第3項第2号に掲げる額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。 この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該計画相談支援対象障がい者等及び当該計画相談支援対象障がい者等に対し指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者等に通知しているか。	第13条			
10 計画相談支援給付費の額に係る通知等	(1) 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領により指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、計画相談支援対象障がい者等に対し、当該計画相談支援対象障がい者等に係る計画相談支援給付費の額を通知しているか。	平24厚令28第14条第1項	通知の写し	適・否・非該当	
	(2) 指定特定相談支援事業者は、8の(1)の法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画相談支援対象障がい者等に対して交付しているか。	平24厚令28第14条第2項	サービス提供証明書の写し	適・否・非該当	
11 指定計画相談支援の具体的取扱方針	(1) 指定計画相談支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによっているか。 ① 指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員又は相談支援員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させているか。	平24厚令28第15条第1項第1号	サービス等利用計画 相談支援専門員がサービス等利用計画を作成していることが分かる書類	適・否・非該当	
	② 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。	平24厚令28第15条第1項第2号		適・否・非該当	
	③ 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障がいを有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。	平24厚令28第15条第1項第3号	利用者又はその家族に説明を行った記録	適・否・非該当	
	(2) 指定計画相談支援における指定サービス利用支援の方針は、第1に規定する基本方針及び(1)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。 ① 相談支援専門員又は相談支援員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。	平24厚令28第15条第2項第1号	サービス等利用計画 アセスメントを実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
	② 相談支援専門員又は相談支援員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身	平24厚令28第15条第2項	サービス等利用計画 アセスメント及びモニタ	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。	第2号	リングを実施したことが分かる書類		
	③ 相談支援専門員又は相談支援員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障がい福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、指定障がい福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めているか。	平24厚令28第15条第2項第3号	サービス等利用計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類（地域住民の自発的な活動によるサービス等を利用していることが分かる書類等）	適・否・非該当	
	④ 相談支援専門員又は相談支援員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障がい福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。	平24厚令28第15条第2項第4号	利用者又はその家族に情報提供した記録	適・否・非該当	
	⑤ 相談支援専門員又は相談支援員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（アセスメント）を行っているか。	平24厚令28第15条第2項第5号	サービス等利用計画 アセスメントを実施した記録	適・否・非該当	
	⑥ 相談支援専門員又は相談支援員は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。	平24厚令28第15条第2項第6号	アセスメントを実施した記録 面接記録	適・否・非該当	
	⑦ 相談支援専門員又は相談支援員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平24厚令28第15条第2項第7号	アセスメントを実施した記録 面接記録	適・否・非該当	
	⑧ 相談支援専門員又は相談支援員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障がい福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しているか。	平24厚令28第15条第2項第8号	サービス等利用計画案 アセスメントを実施した記録	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	⑨ 相談支援専門員又は相談支援員は、サービス等利用計画案に短期入所を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしているか。	平24厚令28 第15条第2項 第9号	サービス等利用計画 モニタリング記録	適・否・非該当	
	⑩ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。	平24厚令28 第15条第2項 第10号	サービス等利用計画	適・否・非該当	
	⑪ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しているか。	平24厚令28 第15条第2項 第11号	利用者に交付した記録 サービス等利用計画	適・否・非該当	
	⑫ 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障がい福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のために利用者及び当該変更を行ったサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者（テレビ電話装置等の活用可能。）の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認した上で、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。	平24厚令28 第15条第2項 第12号	サービス担当者会議記録 サービス等利用計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録	適・否・非該当	
	⑬ 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。	平24厚令28 第15条第2項 第13号	サービス担当者会議記録 サービス等利用計画	適・否・非該当	
	⑭ 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しているか。	平24厚令28 第15条第2項 第14号	利用者に交付した記録 サービス等利用計画	適・否・非該当	
	（3）指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援の方針は、第1に規定する基本方針、(1)及び(2)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。 ① 相談支援専門員又は相談支援員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（モニタリング（利用者についての継続的な評価を含む。））を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の	平24厚令28 第15条第3項 第1号	サービス等利用計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録 事業者等と連絡調整した記録 地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨をした記録	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	勸奨を行っているか。				
	② 相談支援専門員又は相談支援員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しているか。	平24厚令28第15条第3項第2号	アセスメント及びモニタリングに関する記録 面接記録 経過記録	適・否・非該当	
	③ (2)の①から⑨まで及び⑫から⑭までの規定は、(3)の①に規定するサービス等利用計画の変更について準用する。	平24厚令28第15条第3項第3号	同準用項目と同一文書	適・否・非該当	
	④ 相談支援専門員又は相談支援員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障がい者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障がい者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。	平24厚令28第15条第3項第4号	施設等への入所又は入院を希望した場合に紹介した書類及びその際のサービス提供記録	適・否・非該当	
	⑤ 相談支援専門員又は相談支援員は、指定障がい者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。	平24厚令28第15条第3項第5号	施設等から退所又は退院を希望した場合に情報提供した書類及びその際のサービス提供記録	適・否・非該当	
12 テレビ電話装置等の活用	相談支援専門員又は相談支援員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して利用者に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行うことができる。 ① 当該アセスメント又はモニタリングに係る利用者が平21厚告176に定める地域に居住し、かつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅等との間に一定の距離があること。	平24厚令28第15条の2項1号	利用者の意向が分かる記録	適・否・非該当	
	② 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったこと。	平24厚令28第15条の2項2号	居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングを行った面接記録	適・否・非該当	
13 利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付	指定特定相談支援事業者は、利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	平24厚令28第16条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
14 計画相談支援対象障がい者等に関する市町村への通知	指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を受けている計画相談支援対象障がい者等が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平 24 厚令 28 第 17 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
15 管理者の責務	(1) 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員その他の従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	平 24 厚令 28 第 18 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員その他の従業者に第 1 から 3 の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	平 24 厚令 28 第 18 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
16 運営規程	指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障がい者等から受領する費用及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項	平 24 厚令 28 第 19 条	運営規程	適・否・非該当	
17 勤務体制の確保等	(1) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう、指定特定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員又は相談支援員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。	平 24 厚令 28 第 20 条第 1 項	従業者の勤務表	適・否・非該当	
	(2) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員に指定計画相談支援の業務を担当させているか。 ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。	平 24 厚令 28 第 20 条第 2 項	勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類	適・否・非該当	
	(3) 指定特定相談支援事業者は、相談支援専門員又は相談支援員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	平 24 厚令 28 第 20 条第 3 項	研修計画、研修実施記録	適・否・非該当	
	(4) 指定特定相談支援事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動で	平 24 厚令 28 第 20 条第 4 項	就業環境が害されることを防止するための方針が	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	あつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の職場環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。		分かる書類		
18 業務継続計画の策定等	(1) 指定特定相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(「業務継続計画」)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	平 24 厚令 28 第 20 条の 2	業務継続計画	適・否・非該当	
	(2) 指定特定相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。		研修及び訓練を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(3) 指定特定相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。		業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類	適・否・非該当	
19 設備及び備品等	指定特定相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	平 24 厚令 28 第 21 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
20 衛生管理等	(1) 指定特定相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	平 24 厚令 28 第 22 条第 1 項	衛生管理に関する書類	適・否・非該当	
	(2) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	平 24 厚令 28 第 22 条第 2 項	衛生管理に関する書類	適・否・非該当	
	(3) 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知 ※委員会：概ね 6 月に 1 回以上 ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 ③従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練の定期的な実施 ※研修：年 1 回以上 ※訓練：年 1 回以上	平 24 厚令 28 第 22 条第 3 項	委員会議事録 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 研修及び訓練を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
21 掲示等	(1) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員又は相談支援員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、事業者は、これらの事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	平 24 厚令 28 第 23 条第 1 項、第 2 項	事業所の掲示物又は備え付け閲覧物	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表に努めているか。	平 24 厚令 28 第 23 条第 3 項	公表していることが分かる書類	適・否・非該当	
22 秘密保持等	(1) 指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	平 24 厚令 28 第 24 条第 1 項	従業者及び管理者の秘密保持誓約書	適・否・非該当	
	(2) 指定特定相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	平 24 厚令 28 第 24 条第 2 項	従業者及び管理者の秘密保持誓約書、その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）	適・否・非該当	
	(3) 指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	平 24 厚令 28 第 24 条第 3 項	個人情報同意書	適・否・非該当	
23 広告	指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	平 24 厚令 28 第 25 条	事業者のＨＰ画面・パンフレット	適・否・非該当	
24 障がい福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止	(1) 指定特定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業所の管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。	平 24 厚令 28 第 26 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。	平 24 厚令 28 第 26 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(3) 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を收受していないか。	平 24 厚令 28 第 26 条第 3 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
25 苦情解決	(1) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平 24 厚令 28 第 27 条第 1 項	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物	適・否・非該当	
	(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平 24 厚令 28 第 27 条第 2 項	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル	適・否・非該当	
	(3) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援	平 24 厚令 28 第 27 条第 3 項	市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。				
	(4) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事が行う調査に協力するとともに、県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平24厚令28 第27条第4項	都道府県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(5) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第51条の27第2項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平24厚令28 第27条第5項	市町村長からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(6) 指定特定相談支援事業者は、都道府県知事、市又は市長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市又は市長に報告しているか。	平24厚令28 第27条第6項	都道府県等への報告書	適・否・非該当	
	(7) 指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	平24厚令28 第27条第7項	運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料	適・否・非該当	
26 事故発生時の対応	(1) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平24厚令28 第28条第1項	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録	適・否・非該当	
	(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	平24厚令28 第28条第2項	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録	適・否・非該当	
	(3) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平24厚令28 第28条第3項	再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料(賠償責任保険書類等)	適・否・非該当	
27 虐待の防止	(1) 指定特定相談支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ①虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知	平24厚令28 第28条の2	委員会議事録 研修を実施したことが分かる書類 担当者を配置しているこ	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	※委員会：年1回以上 ②従業者に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施 ※研修：年1回以上 ③①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者（相談支援専門員）の配置		とが分かる書類		
28 会計の区分	指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平 24 厚令 28 第 29 条	収支予算書・決算書等の会計書類	適・否・非該当	
29 記録の整備	（1）指定特定相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	平 24 厚令 28 第 30 条第 1 項	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類	適・否・非該当	
	（2）指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から5年間保存しているか。 ① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録 ② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳 ア サービス等利用計画案及びサービス等利用計画 イ アセスメントの記録 ウ サービス担当者会議等の記録 エ モニタリングの結果の記録 ③ 計画相談支援対象障がい者等に関する市町村への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	平 24 厚令 28 第 30 条第 2 項	左記①～⑤の記録	適・否・非該当	
30 電磁的記録等	（1）指定特定相談支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は5の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。	平 24 厚令 28 第 31 条第 1 項	電磁的記録簿冊	適・否・非該当	
	（2）指定特定相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾	平 24 厚令 28 第 31 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。				

第5 変更の届出等（法第51条の25）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
変更の届出等	（1）指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所の名称及び所在地その他施行規則第34条の60で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定計画相談支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ているか。	法第51条の25第3項 施行規則第34条の60	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	（2）指定特定相談支援事業者は、当該指定計画相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市町村長に届け出ているか。	法第51条の25第4項 施行規則第34条の60	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

第6 計画相談支援給付費の算定及び取扱い（法第51条の17第2項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
1 基本事項	（1）指定計画相談支援に要する費用の額は、平24厚告125の別表計画相談支援給付費単位数表により算定する単位数に平18厚告539に定める一単位の単価を乗じて算定しているか。 （ただし、その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域計画支援に要した費用の額となっているか。）	平24厚告125の一 平18厚告539 法第51条の17第2項	適・否・非該当	
	（2）(1)の規定により指定計画相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚告125の二	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
2 計画相談支援費 (1) サービス利用支援費	【令和6年3月31日まで】 サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障がい者等に対して指定サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。 ① 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までについては、平27厚告180の一に適合するものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所における計画相談支援対象障がい者等の数を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数(前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。以下「相談支援専門員の平均員数」という。)で除して得た数(取扱件数)の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。 ただし、機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までのその他の機能強化型サービス利用支援費は算定しない。	平24厚告125 別表の1の注1 平27厚告180の一	適・否・非該当	
	【令和6年4月1日から】 サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障がい者等に対して指定サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。 ① 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までについては、平27厚告180の一に適合するものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所における計画相談支援対象障がい者等の数を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数(当該指定特定相談支援事業所の相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。)(前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。以下「相談支援専門員の平均員数」という。)で除して得た数(取扱件数)の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 ただし、機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までのその他の機能強化型サービス利用支援費は算定しない。		適・否・非該当	
	② サービス利用支援費(Ⅰ)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。		適・否・非該当	
	③ サービス利用支援費(Ⅱ)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。		適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
(2) 継続サービス利用支援費	継続サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障がい者等に対して指定継続サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。 ① 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までについては、平27厚告180号の一に適合するものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。 ただし、機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型継続サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までのその他の機能強化型継続サービス利用支援費は算定しない。	平24厚告125 別表の1の注2 平27厚告180の一	適・否・非該当	
	② 継続サービス利用支援費(Ⅰ)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。		適・否・非該当	
	③ 継続サービス利用支援費(Ⅱ)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。		適・否・非該当	
(3) その他	① 指定特定相談支援事業者が、第3の11の(2)の⑦(第3の11の(3)の③において準用する場合を含む)、⑩、⑪若しくは⑫から⑭まで(第3の11の(3)の③において準用する場合を含む)又は第3の11の(3)の②に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合に、所定単位数を算定していないか。	平24厚告125 別表の1の注3	適・否・非該当	
	② 指定特定相談支援事業者が、障がい児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行った場合に、所定単位数を算定していないか。	平24厚告125 別表の1の注4	適・否・非該当	
	③ 指定特定相談支援事業者が、同一の月において、同一の計画相談支援対象障がい者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合に、継続サービス利用支援費に係る所定単位数を算定していないか。	平24厚告125 別表の1の注5	適・否・非該当	
3 居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)	【令和6年3月31日まで】 相談支援専門員が、計画相談支援対象障がい者等であって、介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位から減算しているか。 (1) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ) 572単位 (2) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ) 572単位 (3) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ) 572単位 (4) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ) 572単位 (5) サービス利用支援費(Ⅰ) 572単位	平24厚告125 別表の1の注6	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	(6) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ) 623 単位 (7) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ) 623 単位 (8) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ) 623 単位 (9) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ) 623 単位 (10) 継続サービス利用支援費(Ⅰ) 623 単位			
	【令和6年4月1日から】 相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障がい者等であって、介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位から減算しているか。 (1) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ) 582 単位 (2) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ) 582 単位 (3) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ) 582 単位 (4) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ) 582 単位 (5) サービス利用支援費(Ⅰ) 582 単位 (6) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ) 633 単位 (7) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ) 633 単位 (8) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ) 633 単位 (9) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ) 633 単位 (10) 継続サービス利用支援費(Ⅰ) 633 単位	平 24 厚告 125 別表の1の注6	適・否・非該当	
居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)	【令和6年3月31日まで】 相談支援専門員が、計画相談支援対象障がい者等であって、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位から減算しているか。 (1) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ) 881 単位 (2) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ) 881 単位 (3) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ) 881 単位 (4) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ) 881 単位 (5) サービス利用支援費(Ⅰ) 881 単位 (6) サービス利用支援費(Ⅱ) 92 単位 (7) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ) 932 単位 (8) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ) 932 単位 (9) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ) 932 単位 (10) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ) 932 単位	平 24 厚告 125 別表の1の注7	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	(11) 継続サービス利用支援費(Ⅰ) 932 単位 (12) 継続サービス利用支援費(Ⅱ) 278 単位			
	【令和6年4月1日から】 相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障がい者等であって、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位から減算しているか。 (1) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ) 894 単位 (2) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ) 894 単位 (3) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ) 894 単位 (4) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ) 894 単位 (5) サービス利用支援費(Ⅰ) 894 単位 (6) サービス利用支援費(Ⅱ) 54 単位 (7) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ) 945 単位 (8) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ) 945 単位 (9) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ) 945 単位 (10) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ) 945 単位 (11) 継続サービス利用支援費(Ⅰ) 945 単位 (12) 継続サービス利用支援費(Ⅱ) 243 単位	平 24 厚告 125 別表の 1 の注 7	適・否・非該当	
4 介護予防支援費重複減算	【令和6年3月31日まで】 相談支援専門員が、計画相談支援対象障がい者等であって、かつ、介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費(継続サービス利用支援費(Ⅱ)を除く。)を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき16単位を所定単位数から減算しているか。	平 24 厚告 125 別表の 1 の注 8	適・否・非該当	
	【令和6年4月1日から】 相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障がい者等であって、かつ、介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費(継続サービス利用支援費(Ⅱ)を除く。)を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき20単位を所定単位数から減算しているか。	平 24 厚告 125 別表の 1 の注 8	適・否・非該当	
5 情報公表未報告減算	法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平 24 厚告 125 別表の 1 の注 9	適・否・非該当	
6 業務継続計画未策	指定基準第20条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平 24 厚告 125 別表の 1 の注 10	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
定減算	※ただし、令和7年3月31日までは減算しない。			
7 虐待防止措置未実施減算	指定基準第28条の2に規定する基準を満たしていない場合は、100分の1相当する単位数を所定単位から減算しているか。	平24厚告125 別表の1の注11	適・否・非該当	
8 特別地域加算	平21厚告176に定める地域に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合（第6の2の（3）の①及び②に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚告125 別表の1の注12	適・否・非該当	
9 地域生活支援拠点等機能強化加算	別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）若しくは機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）又は機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）若しくは機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ）を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算しているか。ただし、拠点コーディネーター1人につき、当該指定特定相談支援事業所並びに当該指定特定相談支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活生活援助事業者、指定地域移行支援事業者、及び指定地域定着支援事業者の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする。	平24厚告125 別表の1の注13 平27厚告180の二	適・否・非該当	
10 利用者負担上限額管理加算	指定特定相談支援事業者が、第3の9に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告125 別表の2の注	適・否・非該当	
11 初回加算	（1）指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画を作成する計画相談支援対象障がい者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他の平27厚告180の二に定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告125 別表の3の注1 平27厚告180の三	適・否・非該当	
	【令和6年3月31日まで】 （2）初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案を計画相談支援対象障がい者等に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該計画相談支援対象障がい者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障がい者等及びその家族に面接した場合は、所定単位数に、300単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算しているか。	平24厚告125 別表の3の注2	適・否・非該当	
	【令和6年4月1日から】 （2）初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案を計画相談支援対象障がい者等に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該計画相談支援対象障がい者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して、当該計画相	平24厚告125 別表の3の注2	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	談支援対象障がい者等及びその家族に面接した場合（月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限る。）は、所定単位数に、300単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算しているか。			
12 主任相談支援専門員配置加算	【令和6年3月31日まで】 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が平30厚告115（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告125 別表の4の注 平30厚告115	適・否・非該当	
	【令和6年4月1日から】 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が平30厚告115（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ） 300単位 ロ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ） 100単位	平24厚告125 別表の4の注1 平27厚告180の四	適・否・非該当	
	【令和6年4月1日から】 主任相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援及び指定障がい児相談支援その他のこれに類する職務に従事することができる。	平24厚告125 別表の4の注2		
13 入院時情報連携加算	【令和6年3月31日まで】 計画相談支援対象障がい者等が医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（病院等）に入院するに当たり、平27厚告180の三に定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障がい者等の心身の状況や生活環境等の当該計画相談支援対象障がい者等に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、計画相談支援対象障がい者等1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合には、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。 イ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 200単位 ロ 入院時情報連携加算（Ⅱ） 100単位	平24厚告125 別表の5の注 平27厚告180の三	適・否・非該当	
	【令和6年4月1日から】 計画相談支援対象障がい者等が医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（病院等）に入院するに当たり、平27厚告180の三に定	平24厚告125 別表の5の注 平27厚告180の五	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障がい者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障がい者等に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、計画相談支援対象障がい者等 1 人につき 1 月に 1 回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 入院時情報連携加算(Ⅰ) 300 単位 ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ) 150 単位			
14 退院・退所加算	障がい者支援施設、のぞみの園、児童福祉法（昭和 22 年法第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障がい児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、生活保護法（昭和 25 年法第 144 号）第 38 条第 2 項に規定する救護施設若しくは同条第 3 項に規定する更生施設（以下「障がい者支援施設等」という。）に入所していた計画相談支援対象障がい者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障がい者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法第 50 号）第 3 条に規定する刑事施設、少年院法（平成 26 年法第 58 号）第 3 条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成 7 年法第 86 号）第 2 条第 7 項に規定する更生保護施設（以下「刑事施設等」という。）に収容されていた計画相談支援対象障がい者等又は法務省設置法（平成 11 年法第 93 号）第 15 条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成 19 年法第 88 号）第 62 条第 3 項若しくは第 85 条第 3 項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第 62 条第 2 項の救護若しくは同法第 85 条第 1 項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。以下「宿泊施設等」という。）に宿泊していた計画相談支援対象障がい者等が退院、退所等をし、障がい福祉サービス又は地域相談支援（障がい福祉サービス等）を利用する場合において、当該計画相談支援対象障がい者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障がい者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障がい福祉サービス等の利用に関する調整を行った場合（同一の計画相談支援対象障がい者等について、当該障がい福祉サービス等の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき 3 回を限度として所定単位数を加算しているか。（7 の初回加算を算定する場合を除く。）	平 24 厚告 125 別表の 6 の注	適・否・非該当	
15 居宅介護支援事業所等連携加算	指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障がい者等が障がい福祉サービス等を利用している期間において、次の（１）から（６）までのいずれかに該当する場合に、1 月につきそれぞれ（１）から（６）までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（（１）から（６）までに掲げる場合のそれぞれについて 2 回を限度とする。）を合算した単位数を加算しているか。 また、計画相談支援対象障がい者等が障がい福祉サービス等の利用を終了した日から起算して 6 月以内において、次の（１）から（６）までのいずれかに該当する場合に、1 月につきそれぞれ（１）から（６）までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算しているか。	平 24 厚告 125 別表の 7 の注	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	【令和6年3月31日まで】 (1) 計画相談支援対象障がい者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（指定居宅介護支援等）の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所（「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談支援対象障がい者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。）に対して、当該計画相談支援対象障がい者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障がい者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に協力する場合 100 単位		適・否・非該当	
	【令和6年4月1日から】 (1) 計画相談支援対象障がい者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（指定居宅介護支援等）の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所（「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談支援対象障がい者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。）に対して、当該計画相談支援対象障がい者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障がい者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に協力する場合 150 単位		適・否・非該当	
	【令和6年3月31日まで】 (2) 計画相談支援対象障がい者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障がい者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障がい者等及びその家族に面接する場合（サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。） 300 単位		適・否・非該当	
	【令和6年4月1日から】 (2) 計画相談支援対象障がい者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障がい者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して当該計画相談支援対象障がい者等及びその家族に面接する場合（月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。） 300 単位		適・否・非該当	
	(3) 計画相談支援対象障がい者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、当該計画相談支援対象障がい者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合（2の（1）又は（2）を算定する月を除く。） 300 単位		適・否・非該当	
	【令和6年3月31日まで】 (4) 計画相談支援対象障がい者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障がい者就業・生活センター又は当該通常の事業所の事業主等（障がい者就業・生活センター等）による支援を受けるに当たり、当該障がい者就業・生活センター等に対して、当該計画相談支援対象障がい者等の心身の状		適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	況等の当該計画相談支援対象障がい者等に係る必要な情報を提供し、当該障がい者就業・生活センター等における当該計画相談支援対象障がい者等の支援内容の検討に協力する場合 100 単位 【令和 6 年 4 月 1 日から】 (4) 計画相談支援対象障がい者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 27 条第 2 項に規定する障がい者就業・生活センター又は当該通常の事業所の事業主等（障がい者就業・生活センター等）による支援を受けるに当たり、当該障がい者就業・生活センター等に対して、当該計画相談支援対象障がい者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障がい者等に係る必要な情報を提供し、当該障がい者就業・生活センター等における当該計画相談支援対象障がい者等の支援内容の検討に協力する場合 150 単位 【令和 6 年 3 月 31 日まで】 (5) 計画相談支援対象障がい者等が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に 2 回以上、当該計画相談支援対象障がい者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障がい者等及びその家族に面接する場合（サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。） 300 単位 【令和 6 年 4 月 1 日から】 (5) 計画相談支援対象障がい者等が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に 2 回以上、当該計画相談支援対象障がい者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障がい者等及びその家族に面接する場合（月に 1 回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限りサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。） 300 単位 (6) 計画相談支援対象障がい者等が通常の事業所に新たに雇用され、障がい者就業・生活センター等による支援を受けるに当たり、当該計画相談支援対象障がい者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該障がい者就業・生活センター等が開催する会議に参加する場合（2 の（1）又は（2）を算定する月を除く。） 300 単位		 適・否・非該当 適・否・非該当 適・否・非該当 適・否・非該当	
16 医療・保育・教育機関等連携加算	【令和 6 年 3 月 31 日まで】 第 1 の (3) に規定する福祉サービス等（障がい福祉サービス及び地域相談支援を除く。）を提供する機関の職員等と面談を行い、計画相談支援対象障がい者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合に、計画相談支援対象障がい者等 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算しているか。 （初回加算を算定する場合及び退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。）	平 24 厚告 125 別表の 8 の注	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	【令和6年4月1日から】 特定相談支援事業者が、次の（１）から（３）までに該当する場合に、１月にそれぞれ（１）から（３）までに掲げる単位数を加算する。 （１）指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する機関（以下「福祉サービス等提供機関」という。）（障がい福祉サービス等を行う者を除く。）の職員等と面談又は会議を行い、計画相談支援対象障がい者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合（計画相談支援対象障がい者等１人につき１月に１回を限度とし、初回加算を算定する場合及び退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けているときを除く。）次の（一）又は（二）に掲げる場合に応じ、それぞれ（一）又は（二）に掲げる単位数を算定しているか。 （一）指定サービス利用支援を行った場合 200 単位 （二）指定継続サービス利用支援を行った場合 300 単位	平 24 厚告 125 別表の 8 の注 1（１）	適・否・非該当	
	【令和6年4月1日から】 （２）計画相談支援対象障がい者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障がい者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障がい者等に係る必要な情報を提供した場合、所定単位数を算定しているか。（１月に３回を限度とし、同一の病院等については１月に１回を限度とする。）（計画相談支援費のサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する場合に限る）	平 24 厚告 125 別表の 8 の注 1（２）	適・否・非該当	
	【令和6年4月1日から】 （３）福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障がい者等に関する必要な情報を提供した場合、所定単位数を算定しているか。（計画相談支援費のサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する場合に限る）	平 24 厚告 125 別表の 8 の注 1（３）	適・否・非該当	
	【令和6年4月1日から】 （４）（３）については、次の（ア）又は（イ）に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障がい者等１人につき１月に１回を限度としているか。 （ア）病院等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等（以下「訪問看護ステーション等」という。） （イ）福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く）	平 24 厚告 125 別表の 8 の注 2	適・否・非該当	
17 集中支援加算	【令和6年3月31日まで】 指定特定相談支援事業者が、次の（１）から（３）までのいずれかに該当する場合に、計画相談支援対象障がい者等１人につき１月に１回を限度として、それぞれ 300 単位を加算しているか。	平 24 厚告 125 別表の 9 の注	適・否・非該当	
	【令和6年3月31日まで】 （１） 障がい福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障がい者等又は市町村等の求めに応じ、月に２回以上、当該計画相談支援対象障がい者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障がい者等及びその家族に面接する場合（計画相談支援費のサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。）		適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	【令和6年3月31日まで】 (2) サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障がい者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合（計画相談支援費のサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。）		適・否・非該当	
	【令和6年3月31日まで】 (3) 福祉サービス等を提供する機関等（関係機関）の求めに応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障がい者等の障がい福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（計画相談支援費のサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算（Ⅰ）又は退院・退所加算を算定する月を除く）		適・否・非該当	
	【令和6年4月1日から】 指定特定相談支援事業者が、次の（1）から（5）までに該当する場合に、1月にそれぞれ（1）から（5）までに掲げる単位数を加算しているか。ただし（1）から（3）までについては、計画相談支援対象障がい者等1人につき1月に1回を限度とする。	平24厚告125 別表の9の注1（1）	適・否・非該当	
	【令和6年4月1日から】 (1) 障がい福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障がい者等又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該計画相談支援対象障がい者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障がい者等及びその家族に面接する場合（月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、計画相談支援費のサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。）300単位	平24厚告125 別表の9の注1（1）	適・否・非該当	
	【令和6年4月1日から】 (2) サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障がい者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合（計画相談支援費のサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。）300単位	平24厚告125 別表の9の注1（2）	適・否・非該当	
	【令和6年4月1日から】 (3) 福祉サービス等提供機関等の求めに応じ、当該福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障がい者等の障がい福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（計画相談支援費のサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。入院時情報連携加算（Ⅰ）又は退院・退所加算を算定する月を除く）300単位	平24厚告125 別表の9の注1（3）	適・否・非該当	
	【令和6年4月1日から】 (4) 計画相談支援対象障がい者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該	平24厚告125 別表の9の注1（4）	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障がい者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障がい者等に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については、1月に1回を限度とする。）（計画相談支援費のサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。）300単位			
	【令和6年4月1日から】 （5）福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障がい者等に関する必要な情報の提供を行った場合 （計画相談支援費のサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。）150単位	平24厚告125 別表の9の注1（5）	適・否・非該当	
	【令和6年4月1日から】 （6）（5）については、次の（1）又は（2）に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障がい者等1人につき1月に1回を限度とする。 （1）病院等及び訪問看護ステーション等 （2）福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く）	平24厚告125 別表の9の注2	適・否・非該当	
18 サービス担当者会議実施加算	【令和6年3月31日まで】 指定継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障がい者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、計画相談支援対象障がい者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告125 別表の10の注	適・否・非該当	
	【令和6年4月1日から】 指定継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障がい者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、計画相談支援対象障がい者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合であって、福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、計画相談支援対象障がい者等に関する必要な情報の提供を受けているときは、算定しない。	平24厚告125 別表の10の注	適・否・非該当	
19 サービス提供時モニタリング加算	【令和6年3月31日まで】 指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障がい者等が利用する障がい福祉サービス等の提供現場を訪問することにより、障がい福祉サービス等の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障がい者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障がい者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。	平24厚告125 別表の11の注	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	【令和6年4月1日から】 指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障がい者等が利用する障がい福祉サービス等の提供現場を訪問し、(障がい福祉サービス等の提供現場が特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあっては、当該障がい福祉サービス等の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して)、障がい福祉サービス等の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障がい者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障がい者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。この場合において、当該指定特定相談支援事業所の相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。	平24厚告125 別表の11の注	適・否・非該当	
20 行動障がい支援体制加算	【令和6年3月31日まで】 平27厚告180の四に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平18厚告五百三十八）別表第八に定める内容以上の研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。 ロ イに規定する者を配置している旨を公表していること。	平24厚告125 別表の12の注 平27厚告180の四	適・否・非該当	
	【令和6年4月1日から】 平27厚告180の六に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 行動障がい支援体制加算（Ⅰ） 60単位 ロ 行動障がい支援体制加算（Ⅱ） 30単位	平24厚告125 別表の12の注 平27厚告180の六	適・否・非該当	
21 要医療児者支援体制加算	【令和6年3月31日まで】 平27厚告180の五に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち法第七十八条第二項に規定する地域生活支援事業（以下「地域生活支援事業」という。）として行われる研修（人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児等の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。	平24厚告125 別表の13の注 平27厚告180の五	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	ロ イに規定する者を配置している旨を公表していること。 【令和6年4月1日から】 平27厚告180の七に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 要医療児者支援体制加算（Ⅰ） 60単位 ロ 要医療児者支援体制加算（Ⅱ） 30単位	平24厚告125 別表の13の注 平27厚告180の七	適・否・非該当	
22 精神障がい者支援体制加算	【令和6年3月31日まで】 平27厚告180の六に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（精神障がい者の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。 ロ イに規定する者を配置している旨を公表していること。	平24厚告125 別表の14の注 平27厚告180の六	適・否・非該当	
	【令和6年4月1日から】 平27厚告180の八に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 精神障がい者支援体制加算（Ⅰ） 60単位 ロ 精神障がい者支援体制加算（Ⅱ） 30単位	平24厚告125 別表の14の注 平27厚告180の八	適・否・非該当	
23 高次脳機能障がい支援体制加算	平27厚告180の九に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 高次脳機能障がい支援体制加算（Ⅰ） 60単位 ロ 高次脳機能障がい支援体制加算（Ⅱ） 30単位	平24厚告125 別表の14の2注 平27厚告180の九	適・否・非該当	
24 ピアサポート体制加算	平27厚告180の十に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所において、指定計画相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告125 別表の15の注 平27厚告180の十	適・否・非該当	
25 地域生活支援拠点等相談強化加算	【令和6年3月31日まで】 平27厚告180の八に定める基準に適合するものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（要支援者）が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援者に	平24厚告125 別表の16の注 平27厚告180の八	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。（当該指定特定相談支援事業者が指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該指定地域定着支援事業者が平24厚告124号の別表の第2の1の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。）			
	【令和6年4月1日から】 平27厚告180号の十一に定める基準に適合するものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（要支援者）が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。（当該指定特定相談支援事業者が指定自立生活援助事業者又は指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定自立生活支援又は指定地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該指定自立生活援助事業者が緊急時支援加算を算定する場合又は当該指定地域定着支援事業者が地域定着支援サービス費を算定する場合を除く）	平24厚告125 別表の16の注 平27厚告180の十一	適・否・非該当	
26 地域体制強化共同支援加算	【令和6年3月31日まで】 平27厚告180号の八に定める基準に適合するものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、計画相談支援対象障がい者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障がい者等に対して、当該計画相談支援対象障がい者等に第1の(3)に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障がい者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障がい者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告125 別表の17の注 平27厚告180の八	適・否・非該当	
	【令和6年4月1日から】 平27厚告180の共十二に定める基準に適合するものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障がい者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障がい者等に対して、当該計画相談支援対象障がい者等に第1の(3)に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障がい者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障	平24厚告125 別表の17の注 平27厚告180の十二	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	がい者等 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算しているか。			
27 遠隔地 訪問加算	計画相談支援対象障がい者等の居宅等、病院等、障がい者支援施設等、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関（特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。）を訪問して、初回加算、入院時情報連携加算、退院・退所加算、居宅介護支援事業所等連携加算、医療・保育・教育機関等連携加算又は集中支援加算を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。ただし、初回加算については、面接を実施した月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算しているか。	平 24 厚告 125 別表の 18 の注	適・否・非該当	